

## 第30号議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（以下「職員」という。）」を削る。

第8条第1項中「職員」を「放課後児童健全育成事業者の職員（以下「職員」という。）」に改める。

第10条第3項第10号中「足立区長」を「区長」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付則第2条中「この条例の施行日から令和5年3月31日までの間」を「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和8年足立区条例第 号）の施行の日から令和9年3月31日までの間」に、「令和5年3月31日までに」を「令和9年3月31日までに」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

放課後児童支援員の不足に伴う「みなし支援員制度」の導入及び児童福祉法等の一部改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、

この条例案を提出いたします。